

久留米市空き家及び老朽家屋等の適正管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、建物等の所有者等の責務を明らかにするとともに、管理不全な状態にある建物等に対する措置を定めることにより、良好な住環境の保全及び安全・安心なまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建物等 市内に所在する建物又は柵、塀、門その他これらに類する工作物をいう。
- (2) 空き家 建物等であって、居住し、又は使用する者のないことが常態であるものをいう。
- (3) 管理不全な状態 次に掲げるいずれかの状態をいう。
 - ア 老朽化又は台風等の自然災害のために、建物等が倒壊し、又は建物等に用いられた建築材料等が飛散するおそれのある状態
 - イ 空き家に不特定の者が侵入することにより火災及び犯罪が誘発されるおそれのある状態
 - ウ 空き家の敷地内の草木が繁茂し、人の生命、身体若しくは財産又は周辺的生活環境に著しく害を及ぼす状態
- (4) 老朽家屋等 管理不全な状態にある建物等をいう。
- (5) 所有者等 市内に所在する建物等を所有し、又は管理する者をいう。
- (6) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。

(所有者等の責務)

第3条 建物等の所有者等は、当該建物等が管理不全な状態とならないよう自らの責任において適正に管理しなければならない。

2 建物等の所有者等は、第5条の規定による実態調査及び第6条の規定による立入調査に協力しなければならない。

(情報提供)

第4条 市民等は、老朽家屋等があると認めるときは、市長に対し、その情報を提供するように努めるものとする。

(実態調査)

第5条 市長は、前条の規定による情報提供があったとき、又は建物等が適正に管理されていないと認めるときは、当該建物等の実態調査を行うことができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、当該建物等に係る所有者等の把握に必要な調査を行うことができる。

(立入調査)

第6条 市長は、前条の調査に必要な限度において、その職員に必要な場所に立ち入らせ、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を証明する書類を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(助言又は指導)

第7条 市長は、第5条の規定による実態調査又は前条の規定による立入調査により、建物等が老朽家屋等に該当すると認めるときは、当該所有者等に対し、建物等の適正な管理のために必要な措置について助言し、又は指導することができる。

2 市長は、第5条の規定による実態調査又は前条の規定による立入調査により、空き

家が管理不全な状態となるおそれがあると認めるときは、当該空き家の所有者等に対し、空き家の適正な管理のために必要な措置について助言し、又は指導することができる。

(勧告)

第8条 市長は、前条第1項の規定による助言又は指導を行ったにもかかわらず、なお当該建物等が管理不全な状態にあるときは、当該所有者等に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(命令)

第9条 市長は、所有者等が前条の規定による勧告に応じないときは、当該所有者等に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 前項に規定するもののほか、市長は、建物等が著しく管理不全な状態であって、人の生命、身体又は財産を守るため緊急の必要があると認めるときは、当該建物等の所有者等に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(公表)

第10条 市長は、前条の規定による命令を受けた所有者等が正当な理由がなく命令に従わないときは、その者に意見を述べる機会を与えた上で、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 命令に従わない者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

(2) 命令の対象である建物等の所在地

(3) 命令の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(協力の要請)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、関係機関に対し、この条例の目的達成のために必要な協力を要請することができる。

(支援)

第12条 市長は、所有者等に対し、別に定めるところにより必要な支援をすることができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年5月1日から施行する。